

新居浜市人権施策基本方針(案)の概要

I. 基本方針の必要性

「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」（平成19年3月30日施行）に基づき、人権施策を効果的、総合的に推進するために策定するものです。

II. 基本方針の性格

- 平等の重要性と人権の普遍性を基盤として、人権教育・啓発や人権擁護を総合的に推進します。
- 市民自らが人権尊重の担い手であるという認識を深めるとともに、市をはじめ、県や関係団体などと協働し、人権意識の高揚や人権擁護の取り組みを進めていくための基本的な考え方を示したものです。
- この基本方針は、市が推進するあらゆる行政分野で、人権尊重の理念を浸透させていくもので、他のさまざまな計画や方針の策定に当たっては、この基本方針を尊重し施策を推進します。

III. 基本理念（めざす社会）

この基本方針は、すべての人の人権、平等の重要性と人権の普遍性を基盤とした「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」の理念を踏まえ、めざす社会の実現に向け、本市と市内に暮らすすべての市民が連携・協働して人権に関する施策をより一層、総合的に推進し、人権の世紀にふさわしい社会を築こうとするものです。

めざす社会は、

「あらゆる垣根をこえて、あたたかい心で交わり合うことのできる新居浜市」

さまざまな文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれの主体性を保ちながら、あらゆる垣根をこえて、あたたかい心で交わり合い、そして行動し、来てよかつた新居浜市、住んでよかつた新居浜市の実現をめざします。

IV. 総合的な施策の推進

1 人権施策の推進方針

- あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

学校、地域社会、家庭、職場、企業など市民参加型の効果的な啓発活動の推進

- 人権教育に取り組む指導者的人材育成の推進

地域の中で自覚的に人権教育を推進する指導者の育成や人権教育を効果的に推進するための専門的な指導者の育成

- 人権救済体制の早期確立

人権侵害を受けた人、あるいは人権侵害を受けるおそれのある人を対象とした相談、支援は重要な課題であることから人権救済制度の確立

2 課題別人権に関する現状と基本方向

- (1) 同和問題

- (2) 子ども

- (3) 高齢者

- (4) 障がい者

- (5) 女性

- (6) 外国人

- (7) HIV 感染者・ハンセン病患者

- (8) 犯罪被害者

- (9) 刑を終えて出所した人

- (10) アイヌ民族の人々

- (11) インターネット等による人権侵害被害者

- (12) 北朝鮮による日本人拉致

- (13) その他



推進体制の充実

- 市に推進体制として「人権尊重のまちづくり審議会」を設置し、人権施策を推進
- 国、県及び他市町との連携
- 市民、企業、NPO などとの協働

新居浜市人権施策基本方針の体系

人権が尊重されるまちづくりの方向

人権施策の推進方針

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育に取り組む指導者等の人材育成の推進

人権救済制度の早期確立

学校教育

地域・家庭

企業等

特定職業等

課題別人権に関する現状と基本方向

1 同和問題

- ア 差別解消に向けた教育、啓発の推進
- イ 活動拠点施設への支援
- ウ 差別事象への適切な対応

2 子ども

- ア 児童の権利に関する条約に基づく社会づくり
- イ 支援を必要とする子どもなどへの取り組みの推進

3 高齢者

- ア 啓発の推進
- イ 高齢者の自立支援

4 障がい者

- ア ノーマライゼーションの社会の実現
- イ 安心して、自立した生活ができるまちづくり

5 女性

- ア 男女の人権の尊重
- イ 男女共同参画の視点に立った意識の改革
- ウ あらゆる分野への男女共同参画の実現

6 外国人

- ア 差別意識解消のための啓発の推進
- イ 外国人が安心して生活できる地域社会づくりの推進

7 HIV 感染者、ハンセン病患者

8 犯罪被害者

9 刑を終えて出所した人

10 アイヌ民族の人々

11 インターネット等による人権侵害被害者

12 北朝鮮による日本人拉致

13 その他

推進体制

市の推進体制

県及び市町村との連携

市民、企業、NPO などとの協働